

安全保障法制の廃止等を求める意見書

安全保障法制（平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案）が、九月十九日未明の参議院本会議において、採決に付され成立した。これに先立つ十七日の参議院特別委員会においては、総括質疑が省略される中、議事経過を速記録に録取するのが困難なほど騒然とした状況下で採決手続が強行された。

本法制は、圧倒的多数の憲法学者に加え、歴代の内閣法制局長官、及び元最高裁判所長官を含む元最高裁判所判事らから、憲法の基本原理である恒久平和主義や立憲主義に反するとの指摘が相次ぎ、「後方支援」の拡大や武器使用権限の拡大についても、憲法に明確に違反するとの指摘が相次いだ。本法制が、立憲主義破壊の違憲立法であることは明白であり、参院可決後の各種世論調査でも、国民の六割前後が、今回の採決に反対の意思を示している。

本法制については、国会審議が重ねられるほど、国民の反対や疑問の声が増大した。学生、研究者、子を持つ母親等、各界各層で創意あふれる抗議行動や意見表明が全国各地で行われるに至っている。

これに対して政府は、国会の内外において、憲法上の問題について、今もって整合的な説明をしていないばかりか、本法案の必要性についても明確な説明がなされていない。本法案のデメリット、例えば、かえって戦争やテロに巻き込まれるリスクが高まるのではないかといった不安や懸念に対しても、未だ説得的な説明はなされていない。

こうした状況下で、本法制の採決が強行されたことは、立憲主義、民主主義、平和主義を真つ向から否定する暴挙であり、断じて許されない。

よって福岡県議会は政府に対し、かかる暴挙に強く抗議するとともに、本法律の廃止及び必要な法改正を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十七年十月 日

福岡県議会議長 井上 忠 敏

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
防衛大臣	中 谷 元 殿
外務大臣	岸 田 文 雄 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿